

水道のご使用にあたって

与那原町の水道は、与那原町水道給水条例等に基づいてご使用いただいております。次のことについてあらかじめご了承のうえ、ご使用ください。

- ①新たに水道をご使用になるとき、またはご使用を中止されるときは、上下水道課の窓口またはFAXにて手続きが必要です。町公式LINEからもお申込みいただけます。
- ②水道メーターの検針は、毎月、定められた検針期間に行います(天候などにより、検針日が前後することがあります。)
- ③水道料金は、毎月、水道メーターで計量した使用水量に基づいて算定し、ご請求します。なお、引っ越しなどで水道の使用を開始または中止されたときの料金は、使用日数によっては翌月に合算される場合があります。
- ④水道メーターは、計量法に基づき、8年ごとに無料で新しいものに取り替えています。
- ⑤水道メーターの検針や交換などの支障となりますので、メーターボックスの周りや上に物を置かないでください。また、犬はメーターボックスや出入口から離してつないでください。マンションやアパートにおいては、メーターボックスを物置として使用しないでください。
- ⑥水道が故障したときなど、使用水量が不明の場合は、使用水量を認定して水道料金を算定します。
- ⑦道路内の配水管の分岐からご家庭の蛇口までは、お客さまの財産です。水が汚染されたり、漏水することがないように適切に維持管理してください。なお、設置工事や修理工事、撤去工事は一部を除き、お客さまのご負担で行うことになっています。
- ⑧水道料金は納入期限内にお支払いください。再三の催告にもかかわらずお支払いいただけない場合は、やむを得ず、給水を停止します。
- ⑨災害による水道施設の損傷、水道工事などにより、やむを得ず、給水の停止や水道の使用を制限することがあります。
- ⑩水道メーターの検針などのため、名札及び身分証明書を携帯した職員や委託業者がお客さまの敷地内に立ち入ることがありますので、ご協力ください。

(1) 与那原町上下水道課窓口 受付時間: 平日 8時30分～17時15分

※届出当日での開栓・閉栓は、16時30分までの受付

(2) Fax 受付時間 平日 8時30分～17時15分

※届出当日での開栓・閉栓は、16時30分までの受付

(3) 与那原町公式Line ※開栓・閉栓・名義変更のみ

受付時間は、ご希望日の2営業日前までの受付

※公式LINE追加後に「水道申請」とメッセージ
入力でご申請に進みます。



LINE与那原町
公式アカウント



与那原町上下水道課
沖縄県島尻郡与那原町字上与那原16番地
Tel:098-945-3017
Fax:098-945-8065